

消食表第237号
令和5年5月19日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

消費者庁次長
(公 印 省 略)

「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について

特別用途食品の表示許可等については、「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年9月9日付け消食表第296号）により運用しているところです。

今般、病者用食品について経口補水液の区分新規追加及び制度の運用改善を目的として、別紙新旧対照表のとおり改正を行いましたので、御了知願います。

経口補水液の区分新規追加については、特段の経過措置期間を要するものではないことから、特別用途食品の許可を得ずに「経口補水液」と表示をしている既存の清涼飲料水の取扱いについては、許可基準型の表示許可を取得したりするなど、速やかに必要な対応を講ずる必要があります。その上で、許可手続や包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、令和7年5月末までの間に、対応を終えるよう、貴管下関係者等に対する周知をお願いします。